

会旗・会章の制定

1 制定のねらい

「尊敬を勝ち得る校長会」が求められている中、会旗・会章を制定することにより、会員の校長としてのリーダーシップの発揮と会員の組織的な結集力の一層の深まりに寄与する。

2 制定までの経緯

制定にあたっては、まず、図柄のキーワード等をもとに、12名の各会員が図柄の制作をした。次に、持ち寄った15の図柄を会旗の条件等から5つに絞った。そして、伊藤会長のお考えも参考にしながら、さらに検討を加え、最終図柄を決定した。



《会旗》

3 会旗の意味

南北に長く連なる新潟県と、翼を一杯に広げ大空を飛ぶ朱鷺のイメージを重ね、図案化した。

佐渡の部分に希望につながる本会の心と体の結集先として「Niigata」の文字を配した。朱鷺を取り入れた意図は、絶滅しかけながらも復活させた粘り強さと情熱、数回にわたる天災にも負けぬ県人の心を象徴したかったためである。また、地の青色は教育に向けて真摯に取り組む教員の清廉な姿を表したものである。

本会旗から、希望に向かって確かな歩みを進める新潟の子どもたちのために、心をつ一つにして頑張る新潟県小学校長会の団結力を伝えていきたい。



《会章》

新潟県小学校長会 会旗・会章使用規定

第1条 新潟県小学校長会の会規と会章は別記第1のとおりとする。

第2条 目的

新潟県小学校長会会旗と会章は、会員としての所属意識を高め、校長として誇りあるリーダーシップを発揮し、新潟県教育の振興に寄与する志ある絆の象徴として使用する。

第3条 著作権

新潟県小学校長会会旗の著作権は、新潟県小学校長会に帰属する。

第4条 会旗の使用

- 1 会旗は新潟県小学校長会としての結集と協同の意志を示すため、新潟県小学校長会の各会議、研修会、各地区小学校長会の会議、研修会において、ステージ等の壁面に掲げて使用する。
- 2 その他、県内小学校長が集まる会議や研修会においては原則として使用することとするが、上記以外で使用する場合は、会長の承認による。

第5条 会章の使用

- 1 会員には、新潟県小学校長会に所属する校長としての心構えと態度を保持するため、会章を配布する。
- 2 会員は、勤務中その他必要のあるときに着用するものとする。
その他必要あるときとは、新潟県小学校長会代議員会、全県研究集会、各地区研究集会、本部会、理事会、郡市小学校長会、評議員会、各地区校長会、研修会等である。但し、校章がある場合は、会員の判断で適宜使用する。

第6条 その他の使用

新潟県小学校長会に関する文章の表紙には、会旗のマークを記載する。

附 記

2012年2月1日 制定施行

別記第1

新潟県小学校長会旗



新潟県小学校長会章 (Niigata Prefecture Elementary School Principals Association Emblem)

